

高砂市短期集中予防サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに基づく介護予防訪問型Cサービス及び同号ロに基づく介護予防通所型Cサービスに係る事業（以下「短期集中予防サービス事業」という。）について、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び高砂市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(事業の名称)

第3条 短期集中予防サービス事業の名称は、「高砂お元気になりましょうサービス」という。

(実施主体)

第4条 短期集中予防サービス事業の実施主体は、高砂市とする。ただし、適切なサービス提供ができる事業所等に一部又は全部を委託することができる。

(対象者)

第5条 短期集中予防サービス事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、要支援1若しくは要支援2の認定を受けている者又は省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める様式第1の質問項目の回答が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者で、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 退院後又は通院中の者でリハビリテーションの効果が期待できるもの
- (2) 改善の意思を明確に持っている者
- (3) 具体的な目標を記載したケアプランがある者
- (4) 介護予防訪問リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションを利用していない者
- (5) 急性期、回復期若しくは維持期のリハビリテーション治療を終了した者又は受けていない者（物理療法等によるとう痛治療を除く。）

(短期集中予防サービス事業の従事者)

第6条 短期集中予防サービス事業は、次に掲げる職の者（以下「従事者」という。）が従事する。

- (1) 理学療法士
- (2) 作業療法士
- (3) 言語聴覚士

(短期集中予防サービス事業の内容)

第7条 短期集中予防サービス事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 身体機能及び体力の改善に向けた支援
- (2) 健康管理の維持・改善に向けた支援
- (3) 日常生活における基本的動作の改善に向けた支援

(実施期間及び利用回数等)

第8条 短期集中予防サービス事業の実施期間は3月以内とし、回数は原則として1週当たり2回（1回当たり40分程度）を限度とする。

(短期集中予防サービス事業の利用手続)

第9条 対象者は、短期集中予防サービス事業を利用しようとするときは、高砂市短期集中予防サービス事業利用申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、対象者に代わって、対象者に対して第1号介護予防支援事業を行う高砂市地域包括支援センターの職員（地域包括支援センターの委託を受けた居宅介護事業所職員を含む。以下同じ。）が行うことができる。
- 3 市長は、第1項及び前項の規定による申請の内容が対象者の自立及び介護予防に資すると認めるとき又は認められないときは、高砂市短期集中予防サービス事業利用許可・却下通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(短期集中予防サービス事業の利用の中止等)

第10条 市長は、短期集中予防サービス事業の利用許可の決定を受けた対象者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者の利用を一時停止又は中止させることができる。

- (1) 利用者が第5条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 医師から短期集中予防サービス事業の利用について、一部又は全部の中止の指示又は指導を受けたとき。
- (3) その他短期集中予防サービス事業の利用ができないと従事者が認めたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が短期集中予防サービス事業の利用が適切でないときと認めたとき。

(実施報告)

第11条 従事者又は第4条ただし書の規定により委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、高砂市地域包括支援センターの職員に、支援の内容及び利

用者の心身の状態変化等を踏まえた自立及び介護予防についての見通しを短期集中予防サービス事業の実施月ごとに報告するものとする。

- 2 従事者又は受託者は、短期集中予防サービス事業終了時に、利用者の利用による目標と到達度を評価し、市長に報告するものとする。

(費用負担)

第12条 利用者が短期集中予防サービス事業を利用した場合の負担は、無料とする。ただし、実費が生じるときは、受託者は利用者に対して実費を負担させることができる。

- 2 短期集中予防サービス事業に係る委託経費は、市長が別に定める。

(関係機関との連携)

第13条 従事者又は受託者は、関係機関等との連携を保ち、円滑かつ利用者の心身に配慮した短期集中予防サービス事業の実施に努めなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、短期集中予防サービス事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

高砂市長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

高砂市短期集中予防サービス事業利用申請書

次のとおり高砂市短期集中予防サービス事業の利用を申請します。

なお、利用（利用中を含む。）にあたって関係者が、対象者のかかりつけ医に医療情報の提供を受けることを承諾します。

対象者氏名		性別	男・女
対象者住所			
被保険者認定状況	支援1・支援2・事業対象	生年月日	年 月 日
次のとおり状態を申告します			
ケアマネジャー			
自立に向けた改善の意思	・ある ・ない		
目標を記載したケアプラン	・ある ・ない		
訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションを利用	・していない ・している		
リハビリテーション治療	・治療を終了した ・治療を終了していない ・治療を受けている ・治療を受けていない		
介護予防支援事業者の名称			
介護予防支援事業者の所在地			
指定事業者番号			
介護予防ケアマネジメントの原案作成を居宅介護支援事業者が行った場合			
居宅介護支援事業者の名称			
居宅介護支援事業者の所在地			
指定事業者番号			
利用開始日	年 月 日		

様式第1号（第9条関係）

【介護支援専門員記載欄】

〈主治医〉

住所		TEL	
病（医）院名		科名	
主治医名			

〈総合的状況〉

目的 【短期集中予防サービスを利用することにより日常生活をどう変えたいか】	
申請者の 身体状況	

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

_____ 様

高砂市長

高砂市短期集中予防サービス事業利用許可・却下通知書

年 月 日付で利用申請のあった短期集中予防サービス事業の利用については、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- ・短期集中予防サービス事業の利用を許可します。
- ・短期集中予防サービス事業の利用については、次の理由により却下します。

却下理由

--

※ なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して、審査請求をすることができます（なお、通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、通知書を受けた日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

高砂市短期集中予防サービス事業実施月次報告書

高砂市地域包括支援センター 様

受託事業所名称 _____

担当者氏名 _____

電話番号 _____

下記のとおり高砂市短期集中予防サービス事業の月次実施状況を報告します。

利用者氏名		性別	男・女	
被保険者認定状況	支援1・支援2・事業対象	生年月日	年 月 日	
短期集中予防サービス実施 予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
自立に向けた改善の意思	・引き続いてある ・ない			
自立に向けた目標				
支援内容				
利用者の心身の状態変化等				
自立及び介護予防について 見通し				
報告 に係 る	訪問日	年 月 日	訪問日	年 月 日
	訪問日	年 月 日	訪問日	年 月 日
	訪問日	年 月 日	訪問回数	回

* この報告書は、利用開始からおおむね1箇月ごとに提出してください。

年 月 日

高砂市短期集中予防サービス事業実施評価報告書

高砂市長 様

受託事業所名称 _____

担当者氏名 _____

電話番号 _____

下記のとおり高砂市短期集中予防サービス事業の実施終了に伴い評価及び実施回数を報告します。

利用者氏名		性別	男・女
被保険者認定状況	支援1・支援2・事業対象	生年月日	年 月 日
短期集中予防サービス実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
自立に向けた目標			
支援内容			
利用者の心身の状態変化等			
短期集中予防サービスの実施開始前と終了後の介護サービスの利用状況	開始前： 終了後：		
到達度評価			
短期集中予防サービス延べ利用回数	回		
介護予防サービス利用見込み			

(表)

報告に係る訪問日等

回数	訪問日	訪問場所
第1回訪問日	年 月 日	・自宅 ・施設 ()
第2回訪問日	年 月 日	・自宅 ・施設 ()
第3回訪問日	年 月 日	・自宅 ・施設 ()
第4回訪問日	年 月 日	・自宅 ・施設 ()
第5回訪問日	年 月 日	・自宅 ・施設 ()
第6回訪問日	年 月 日	・自宅 ・施設 ()
第7回訪問日	年 月 日	・自宅 ・施設 ()
第8回訪問日	年 月 日	・自宅 ・施設 ()
第9回訪問日	年 月 日	・自宅 ・施設 ()
第10回訪問日	年 月 日	・自宅 ・施設 ()
第11回訪問日	年 月 日	・自宅 ・施設 ()
第12回訪問日	年 月 日	・自宅 ・施設 ()
第13回訪問日	年 月 日	・自宅 ・施設 ()
訪問回数	回	